鹿児島県公報

平成26年5月30日(金)第3012号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

則 ○災害救助法施行細則の一部を改正する規則(※) (社会福祉課取扱い) 1 告 示 ○指定代理納付者の指定 (税務課取扱い) 2 ○保安林の指定(3件) (森づくり推進課取扱い)3 ○保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 4 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4 ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 5 ○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (介護福祉課取扱い) 5 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 5 ○游漁規則の変更認可 (水産振興課取扱い) 6 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 6

- ○肥料の登録の有効期間の更新
- ○土地改良区の役員の就退任の届出
- ○土地改良区の定款の変更の認可
- ○県営土地改良事業の計画の決定
- ○平成26年度自衛官の募集

公 告

- ○落札者等の公告
- ○開発行為に関する工事の完了公告
- ○一般競争入札公告

(情報政策課取扱い) 9

(食の安全推進課取扱い) 7

(危機管理防災課取扱い) 9

(農地整備課取扱い) 7

(農地整備課取扱い) 8 (農地整備課取扱い) 8

(建築課取扱い) 10

(情報管理課取扱い) 10

人 事 委 員 会 規 則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(※)

(職員課取扱い) 12

公安委員会規則

○取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則(※)

(免許試験課取扱い) 12

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第31号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年鹿児島県規則第106号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同表の1(1)ア中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の1(1)ウただし書中「を収容する」を「に供与する」に、「、特別な」を「、当該特別な」に改め、同表の1(1)ウ中「当たり 300円」を「当たり 310円」に改め、同表の1(2)ア中「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の1(2)イ中「2,401,000円」を「2,530,000円」に改め、同表の1(2)エ中「を収容し」を「に供与し」に改

め、同表の1(2)カ中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表の2(1)ア中「収容された」を「避難している」に改め、同表の2(1)ウ中「1,010円」を「1,040円」に改め、同表の2(2)イ中「、薬品並びに」を「並びに薬品及び」に改め、同表の3(1)中「日用品等」を「生活必需品」に改め、同表の3(3)アの表中

Г							
'	円	円	円	円	円	円	
	17, 200	22, 200	32, 700	39, 200	49, 700	7, 300	を
	28, 500	36, 900	51, 400	60, 200	75, 700	10, 400	ح.
Г							J
'	円	円	円	円	円	円	
	17,800	22,900	33, 700	40, 400	51, 200	7, 500	に改め、別表第
	29, 400	38, 100	53, 100	62, 100	78, 100	10, 700	(C)以例,別农第
10	つ 3 (3)イの)表中					J
ı	円	円	円	円	円	円	
	5,600	7,600	11,400	13,800	17, 400	2, 400	を
	9, 100	12,000	16,800	19, 900	25, 300	3, 300	₹
Г							٦
'	円	円	円	円	円	円	
	5,800	7,800	11,700	14, 200	18,000	2, 500	に改め、別表第
	9, 400	12, 300	17, 400	20,600	26, 100	3, 400	10000,別权知

105中「災害にかかつた者」を「被災者」に改め、同表の6中「災害にかかつた」を「被災した」に改め、同表の6(1)中「住宅」を「被災した住宅」に改め、同表の6(2)中「住宅」を「被災した住宅」に、「520,000円」を「547,000円」に改め、同表の6(3)中「住宅」を「被災した住宅」に、「520,000円」を「547,000円」に改め、同表の6(3)中「住宅」を「被災した住宅」に改め、同表の9(3)中「1体当たり大人201,000円、小人160,800円」を「大人については1体当たり164,800円」に改め、同表の11(4)で中「15,0000円」を「15,0000円」に改め、同表の11(4)で中「15,0000円」を「15,0000円」に改め、同表の11(4)0円」を「15,0000円」を「15,0000円」に改め、同表の11(4)0円」を「15,0000円」を「15,0000円」に改め、同表の11(4)0円」に改める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

告示

鹿児島県告示第618号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により,指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
 - ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入 自動車税 (インターネットを利用して納付するものに限る。)
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード 国際ブランドマーク (VISA, MasterCard, JCB, ダイナース又は American Expressに限る。)が付されたクレジットカード

4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間 平成26年5月7日から同年6月2日まで

鹿児島県告示第619号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市吹上町永吉字永山6538番,字鶴田平6910番1,6910番2

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第620号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

霧島市横川町上ノ字安良山171番 1 から171番 4 まで,171番12,171番283から171番285まで,171番288,171番290,横川町中ノ字中尾山760番 1

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第621号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として 指定する。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

出水郡長島町獅子島字黒崎24番1,24番2,57番4,58番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第622号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する予定である。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

大島郡和泊町大字後蘭字上野俣145番1・151番1・大字谷山字松之前522番1・522番3・ 526番・529番1・532番1・字当田568番1・579番・666番7・669番1 (以上11筆について 次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に 備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第623号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅 サービス事業者として指定した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業 所		申 請 者		地 史 年 日	11. 12 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月日	サービスの種類
特別養護老人ホ	南さつま市金峰	社会福祉法人光	南さつま市金峰	西田 保馬	平成26年	短期入所
ーム金峰苑 (ユ	町宮崎4019	陽会	町宮崎4019		4月1日	生活介護
ニット型)						
ちらん敬和の郷	南九州市知覧町	社会福祉法人敬	南九州市知覧町	松久保秀徳	平成26年	短期入所
	郡5998番地1	和会	郡9047番地1		4月1日	生活介護
デイサービスす	指宿市東方2337	株式会社小園	指宿市西方1597	小園 成美	平成26年	通所介護
もも温泉	番地6・7		番地4		4月10日	
デイサービスセ	熊毛郡南種子町	株式会社喜楽	熊毛郡南種子町	岩坪 巌	平成26年	通所介護
ンター喜楽	中之上3186番地		中之上3186番地		5月1日	
	8		8			
レストケア出水	出水市上知識町	株式会社エルリ	出水市上知識町	森口 隆則	平成26年	通所介護
在宅医療センタ	806番地	ストン	806番地		5月12日	

ー(レストケア						
出水デイ・イブ						
ニングセンター						
癒)						
レストケア出水	出水市上知識町	株式会社エルリ	出水市上知識町	森口 隆則	平成26年	療養通所
在宅医療センタ	806番地	ストン	806番地		5月12日	介護
ー (レストケア						
出水デイ・ホス						
ピスセンター凛)						
訪問看護ステー	志布志市松山町	株式会社アクテ	志布志市松山町	福元 智和	平成26年	訪問看護
ション福ちゃん	新橋267番地4	ィブフロンティ	尾野見497番地		5月13日	
		ア				
デイサービス南	曽於市財部町下	合同会社幸乃木	曽於市財部町下	金田 一郎	平成26年	通所介護
天倶楽部	財部2321番地2		財部2722番地2		5月15日	

鹿児島県告示第624号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により,次のとおり指定居宅介護 支援事業者として指定した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業 所		申請者				
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類	
居宅介護支援事	鹿屋市郷之原町	有限会社サフラ	鹿屋市郷之原町	奥村 隆雄	平成26年	居宅介護	
業所ヴィラサフラン	12584番地	ン	12584番地		5月20日	支援	

鹿児島県告示第625号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により,次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施	設	指定介護	指定介護老人福祉施設の開設者				
2 W 15 7 W		to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス	
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	口	の種類	
特別養護老人ホ	南さつま市金峰	社会福祉法人光	南さつま市金峰	西田 保馬	平成26年	介護福祉	
ーム金峰苑 (ユ	町宮崎4019	陽会	町宮崎4019		4月1日	施設サー	
ニット型)						ビス	

鹿児島県告示第626号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業	美 所		申 請 者				
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類	
特別養護老人ホ	南さつま市金峰	社会福祉法人光	南さつま市金峰	西田 保馬	平成26年	介護予防	
ーム金峰苑(ユ	町宮崎4019	陽会	町宮崎4019		4月1日	短期入所	
ニット型)						生活介護	

特別養護老人ホ	南さつま市金峰	社会福祉法人光	南さつま市金峰	西田 保馬	平成26年	介護予防
ーム金峰苑	町宮崎4019	陽会	町宮崎4019		4月1日	短期入所
						生活介護
ちらん敬和の郷	南九州市知覧町	社会福祉法人敬	南九州市知覧町	松久保秀徳	平成26年	介護予防
	郡5998番地1	和会	郡9047番地1		4月1日	短期入所
						生活介護
デイサービスす	指宿市東方2337	株式会社小園	指宿市西方1597	小園 成美	平成26年	介護予防
もも温泉	番地6・7		番地4		4月10日	通所介護
デイサービスセ	熊毛郡南種子町	株式会社喜楽	熊毛郡南種子町	岩坪 巌	平成26年	介護予防
ンター喜楽	中之上3186番地		中之上3186番地		5月1日	通所介護
	8		8			
レストケア出水	出水市上知識町	株式会社エルリ	出水市上知識町	森口 隆則	平成26年	介護予防
在宅医療センタ	806番地	ストン	806番地		5月12日	通所介護
ー (レストケア						
出水デイ・イブ						
ニングセンター						
癒)						
訪問看護ステー	志布志市松山町	株式会社アクテ	志布志市松山町	福元 智和	平成26年	介護予防
ション福ちゃん	新橋267番地4	ィブフロンティ	尾野見497番地		5月13日	訪問看護
		ア				
デイサービス南	曽於市財部町下	合同会社幸乃木	曽於市財部町下	金田 一郎	平成26年	介護予防
天倶楽部	財部2321番地2		財部2722番地2		5月15日	通所介護

鹿児島県告示第627号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を 認可した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 漁業権者の名称及び住所 日当山天降川漁業協同組合 霧島市隼人町西光寺745番地1
- 2 漁業権の免許番号 鹿内共第13号
- 3 遊漁規則の変更の内容

遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び日当山天 降川漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。

4 変更後の遊漁規則の施行の日 平成26年5月22日

鹿児島県告示第628号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により,漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため,次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年5月30日から同年6月13日まで東桜島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 発起人の住所及び氏名 鹿児島市東桜島町467番地1 竹之下次雄 鹿児島市黒神町2587番地26 川添勇 鹿児島市野尻町275番地 磯辺昭之

2 加入区

東桜島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 東桜島漁業協同組合

鹿児島県告示第629号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番	更新後の	肥料の種	肥料の名			生 産	業者
号	登録の有	類	称	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	住 所
	効 期 限	<i>7</i> 2	,,			名称	12. //1
鹿児島	平成29年	混合石灰	果樹園芸	アルカリ分	含有を許される有	株式会社	姶良市加
県肥第	6月7日	肥料	用粒状混	50.0	害成分の最大量及	南洲石灰	治木町港
1097号			合石灰肥	可溶性苦土	びその他の制限事	工業	町180番地
			料	9.0	項は公定規格のと		
					おり		
鹿児島	平成29年	混合石灰	果樹園芸	アルカリ分	含有を許される有	株式会社	姶良市加
県肥第	6月7日	肥料	用混合石	50.0	害成分の最大量及	南洲石灰	治木町港
1098号			灰肥料	可溶性苦土	びその他の制限事	工業	町180番地
				9.0	項は公定規格のと		
					おり		
鹿児島	平成32年	炭酸カル	粒状炭酸	アルカリ分	その他の制限事項	株式会社	姶良市加
県肥第	6月7日	シウム肥	苦土石灰	55.0	は公定規格のと	南洲石灰	治木町港
1099号		料		可溶性苦土	おり	工業	町180番地
				10.0			
鹿児島	平成29年	混合石灰	茶果樹園	アルカリ分	含有を許される有	株式会社	姶良市加
県肥第	6月23日	肥料	芸用粒状	40.0	害成分の最大量及	南洲石灰	治木町港
1169号			混合石灰	可溶性苦土	びその他の制限事	工業	町180番地
			肥料	10.0	項は公定規格のと		
					おり		

鹿児島県告示第630号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、曽於東部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 橋口 康則 曽於市末吉町岩崎6089番地 理事 平澤津孝志 曽於市末吉町南之郷10899番地 理事 森岡 俊弘 曽於市末吉町二之方4259番地 理事 川嶋 一郎 曽於市末吉町岩崎2951番地 理事 今鶴 治信 曽於市末吉町南之郷5264番地 理事 石脇 勝 曽於市末吉町南之郷9361番地 理事 上村 環 志布志市松山町尾野見376番地 理事 吉留 睦雄 志布志市松山町尾野見1872番地 理事 大迫 哲夫 志布志市松山町新橋6784番地

理事 笹川 誠 志布志市松山町泰野201番地 理事 白坂 正治 志布志市松山町泰野2704番地7 理事 谷口 泉 志布志市松山町新橋4632番地 理事 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地 理事 中山 信彦 志布志市志布志町帖4791番地3 池村 忍 志布志市志布志町内之倉436番地 理事 理事 有馬 英昭 志布志市志布志町田之浦361番地5 則義 志布志市志布志町内之倉2240番地6 理事 坪田 理事 鬼塚 良望 志布志市志布志町志布志1067番地2 監事 伊達 幸夫 曽於市末吉町二之方3977番地2 加世田 孝 志布志市松山町新橋4237番地2 監事 熊野廉太郎 志布志市志布志町内之倉1829番地 監事 (任期 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

> 池田 理事 孝 曽於市末吉町二之方205番地 理事 橋口 康則 曽於市末吉町岩崎6089番地 理事 平澤津孝志 曽於市末吉町南之郷10899番地 理事 小松 厚 曽於市末吉町二之方3388番地2 三郎 曽於市末吉町二之方4252番地3 理事 西留 勝 曽於市末吉町南之郷9361番地 理事 石脇 理事 上村 環 志布志市松山町尾野見376番地 理事 吉留 睦雄 志布志市松山町尾野見1872番地 理事 大泊 哲夫 志布志市松山町新橋6784番地 理事 白坂 正治 志布志市松山町泰野2704番地7 理事 笹川 誠 志布志市松山町泰野201番地 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地 理事 理事 中山 信彦 志布志市志布志町帖4791番地3 理事 池村 忍 志布志市志布志町内之倉436番地 英昭 志布志市志布志町田之浦361番地5 理事 有馬 理事 坪田 則義 志布志市志布志町内之倉2240番地6 理事 鬼塚 靖也 志布志市志布志町帖4373番地 曽於市末吉町二之方3977番地2 監事 伊達 幸夫 監事 加世田 孝 志布志市松山町新橋4237番地2 監事 熊野廉太郎 志布志市志布志町内之倉1829番地

鹿児島県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成26年5月15日付けで 出水平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整 備(通作・畑網) (農道整備)山口地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供 する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年6月2日から同月27日まで

3 縦覧場所

枕崎市役所農政課

鹿児島県告示第633号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により, 平成26年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 募集種目

自衛官候補生(男子)

2 募集期間

平成26年6月2日から同年7月18日まで

3 試験期日

平成26年7月26日から同月27日まで

4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお, 志願票は, 各市町村において交付する。

公告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

電子計算組織の賃貸借 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県企画部情報政策課システム管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社JECC

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額

94, 498, 632円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372

号) 第10条第1項第1号該当

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年5月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市平松字中島4889番, 4890番, 4892番, 4893番, 4894番2, 4896番1, 4896番2, 4898番, 4899番, 4900番, 4901番, 4902番, 4903番, 4904番, 4905番, 4906番, 4907番, 4908番, 4909番, 4910番, 4911番, 4914番, 4917番, 4918番, 4921番1, 4922番1, 4928番2, 4928番3, 4928番4, 4928番5, 4928番6, 4928番7, 4928番8, 4928番9, 4928番10, 4928番11, 4928番12, 4928番13, 4928番14, 4928番15, 4928番16, 4928番17, 4928番18, 4928番19, 4928番20, 4928番21, 4928番22, 4928番23, 4928番24, 4928番25, 4928番26, 4928番27, 4928番28, 4930番, 4933番, 8201番の一部, 8202番, 8491番1の一部及び8536番

- 2 公共施設の種類,位置及び区域
 - 道路 姶良市平松字中島4889番の一部,4890番の一部,4894番2の一部,4896番1の一部,4896番2の一部,4898番の一部,4899番の一部,4901番の一部,4903番の一部,4904番の一部,4905番の一部,4906番の一部,4907番の一部,4908番の一部,4909番の一部,4910番の一部,4914番の一部,4917番の一部,4918番の一部,4921番1の一部,4922番1の一部,4928番20の一部,4930番の一部,4933番の一部,8201番の一部,8202番の一部,8491番1の一部及び8536番の一部
 - 公園 姶良市平松字中島4896番2の一部,4898番の一部,4901番の一部,4903番の一部,4904番の一部,4908番の一部,4910番の一部,4911番の一部,4914番の一部,4917番の一部,8202番の一部及び8491番1の一部
 - 水路 姶良市平松字中島4889番の一部,4892番の一部,4896番1の一部及び8491番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

姶良市宮島町11番地4

株式会社アイランドホーム

代表取締役 山口俊彦

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成26年5月30日

鹿児島県警察本部長 池田克史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称 汎用電子計算機再構築業務委託
 - (2) 調達をする役務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期限 平成27年3月26日
 - (4) 履行場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部警務部情報管理課

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県

告示第1481号) 第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって, 当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審 査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので,入札に参加する者は,消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成26年7月9日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室(警察本部庁舎3階)

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書

- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - ⑦ 交付場所 鹿児島県警察本部警務部情報管理課
 - (4) 交付期限 平成26年7月8日午後5時
- 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(3)のイに同じ。
- 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説 明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するとき は,入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ がないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札

- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。

8 最低制限価格 設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな ければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部情報管理課

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-206-0110 (内線2424)

ファックス番号 099-206-5564

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号)の一部を次のよ うに改正する。

別表中「次長 センター長 新幹線活用政策総括監」を「次長 国民文化祭総括監 交通政 策総括監」に、「課長 室長」を「課長 センター長 室長」に、「土木部参事(土木行政担 当)」を「農政部参事(農政行政担当) 土木部参事(調整担当及び土木行政担当に限る。)」 に、「出納局長 次長 課長」を「出納局長 次長 課長 出納局参事(管理担当)」に、 「分場長 バイオテクノロジー研究所長」を「分場長」に改める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

公安委員会規則

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第11号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年鹿児島県公安委員会規則第8号)の一部を次 のように改正する。

第14条を次のように改める。

(講習終了証明書の交付)

第14条 公安委員会及び指定講習機関は、講習を終了したときは、受講者に対し取消処分者講 習終了証明書(別記第16号様式)を交付するものとする。

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式 (第14条関係)

第	号									
								_ <u>具</u> - 邦	算 関 付 利 出 し フ ンプ	
			取	消処分者	講習終	了証明	書			
	住	所								
	氏	名								
							年	月	日生	
上	記の者	は,	年	月	日道	路交通	追法第108	3条の2第	1項第2号に	Z
掲げ	る取消	処分者講	習を終了	した者で	あるこ	とを証	E明する。			
							年	月	日	
					!					
					 	実	施	獎 関 .	印	
					,			'		

- 備考1 写真は,講習前6月以内に撮影した,無帽,正面上三分身,背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式 (第15条関係)

取消処分者講習結果報告書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

指定講習機関名 管 理 者 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を 年 月 日に終了したので報告する。

記

			言己		
番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住	所	指導員氏名
		1 			
備考		1 			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。